

# 松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が発注する「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 目的

松本市では、松本PARCOや井上百貨店の大型商業施設の相次ぐ閉店等により中心市街地の衰退が懸念され、市の玄関口である松本駅周辺は、昭和の区画整理事業から50年以上が経過し、当時建設された多くの建物が改築や建替えの時期を迎えている。

そこで、令和6年7月に、松本駅周辺から松本城までの「中核エリア（＝えきしろ空間）」の在り方を議論し、将来に向けた骨太な方針・新たな見取り図の取りまとめを目的に、「松本市中心市街地再設計検討会議」を設置し、令和7年3月に「将来の見取り図」が松本市長に提言された。

上記を踏まえ、松本の玄関口である松本駅周辺の価値を高め、まちの再活性を図ると共に、松本都市圏の中核としての都市基盤整備のため、課題、周辺に求める機能、空間利用等を整理し、将来的に目指す姿を市民・事業者・行政が共有し、一体的かつ戦略的に取り組むための構想を策定することを目的とする。

## 3 業務範囲

松本駅周辺（別紙のとおり）

## 4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月25日までとする。

## 5 配置技術者

(1) 管理技術者は、技術士（建設部門「都市及び地方計画」もしくは、総合技術管理部門「建設－都市及び地方計画」）を有するものとする。

(2) 配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）があること。

(3) 過去10年以内に、人口15万人規模以上の都市において、類似業務の実績を有する技術者を配置すること。

なお、類似業務とは、以下に記載する内容のいずれかに合致するものとする。

ア 鉄道駅周辺（駅舎、駅ビル、駅前広場、自由通路、隣接する街区）において、整備を前提とした将来像を検討する業務（基本構想、ビジョン）

イ 鉄道駅周辺において、基本構想、ビジョンを受け、具体的な手段や目標を定める業務（基本計画）

ウ 駅前広場の交通施設、広場などの規模の算定や配置を検討する業務

エ 鉄道駅を基点とした交通の流れを検討、分析する業務

## 6 作業計画等

受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し、承認を受ける。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 作業計画書
- (3) 工程表
- (4) 技術者届

業務は上記に基づいて進めることとし、実施期間中にその内容や方向性について変更が生じた場合は、協議のうえ随時見直しを行うこと。

## 7 資料の貸与

本業務の遂行に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受注者が行うこととするが、発注者が所管する資料については貸与を受けることができるものとする。

この場合において、受注者は、業務完了後に貸与された資料の全てを速やかに市へ返還するものとする。また、発注者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し又は使用してはならない。

## 8 関連計画

本業務は、本仕様書、契約書の他、下記に示す関連計画及びその他指針等に準拠、整合するものとする。

### (1) 関連計画等

- ア 駅まちデザインの手引き（駅まちデザイン検討会・国土交通省）
- イ 松本市中心市街地再設計検討会議提言
- ウ 松本市総合計画（基本構想2030、第11次基本計画）（第12次基本計画策定中）
- エ 松本市都市計画マスタープラン
- オ 松本市立地適正化計画（改定中）
- カ 松本市総合交通戦略（次期計画策定中）
- キ 松本地域公共交通計画
- ク 松本市自転車活用推進計画
- ケ 松本市三の丸エリアビジョン
- コ 松本市三の丸エリアビジョンアクションプラン
- サ 松本まちなかグリーンインフラアクションプラン
- シ 松本市図書館未来プラン
- ス 松本市商業ビジョン
- セ 松本市観光ビジョン
- ソ 松本市景観計画（改定中）
- タ 松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）（長野県）

チ 街路空間の再整備計画（策定中）（長野県）

(2) その他、構想策定に必要な資料・調査等

## 9 業務の実施方針・体制

- (1) 「松本市中心市街地再設計検討会議提言」に沿って、民間の自由な発想・視点により、行政に不足する機能や能力を補完し、民間ノウハウを活用する提案を行う。
- (2) 本業務は、「えきまえエリアビジョン（市中心市街地活性本部別途策定）」と一体となって検討することとし、その受託業者と連携し、業務を行うこと。
- (3) 本業務は、「松本市景観計画改定業務委託（市都市計画課別途策定）」と一体となって検討することとし、その受託業者と連携し、業務を行うこと。
- (4) 策定する構想が松本駅周辺の民間開発と整合し、相乗効果を生むため、策定に当たり、それらの主体者との調整を密にし、柔軟に対応する。
- (5) 他のコンサルタント等と共同企業体での参加を可能とする。また、他のコンサルタント等に業務の一部を再委託することを可能とするが、業務の主たる部分を再委託しないこと。

## 10 業務内容

本業務は、松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想策定のため、以下項目の内容の整理、検討を行い、取りまとめるものとする。

### (1) 現状と課題

松本駅周辺の整備経過、上位関連計画における位置付けを整理し、以下の視点について、現状と課題を整理する。

#### ア 交通状況

後の検討分析に必要な状況把握として、以下のような項目で整理する。なお、項目は、発注者と協議のうえ決定する。

- (ア) 交通手段ごとの交通（通行）量
- (イ) 公共交通のりばの配置
- (ウ) 車両の待機所からのりばへの進入、運行経路
- (エ) 自家用車の動き

#### イ 都市構造全体における松本駅周辺の位置付け

#### ウ 土地利用

### (2) 利用者ニーズ調査、関係団体意見交換

ア 駅周辺施設の利用状況に係る現状及び課題を把握し、駅周辺に求められる機能等のニーズを調査するためのアンケート調査を実施し取りまとめる。

イ 発注者と協議のうえ、関係団体と意見交換し、結果を取りまとめる。

### (3) 目指す姿

上記(1)(2)の分析を踏まえ、以下の視点で整理する。

#### ア 駅周辺を取りまく状況と将来展望

#### イ 駅周辺に求められる機能

## ウ 駅周辺が目指す姿とコンセプト

### (4) 基本方針と施策展開

前項の目指す姿の実現に向け、必要となる基本方針を検討し、それぞれの基本方針に対し、具体的施策を体系化して整理する。

### (5) 交通施設規模の検討

J R松本駅の将来利用者数を想定し、駅前広場周辺に必要な交通施設の規模を検討する。

検討は、「駅前広場計画指針（国土交通省監修）」に示される広場面積算定手法（98年式）に基づき行うものとする。

上記により算定した施設規模について、現状の利用状況を踏まえ精査し、計画交通施設規模を設定する。

### (6) 施設配置素案の作成

上記(5)の計画交通施設規模に基づき、歩行者、公共交通、自家用車、自転車などそれぞれの移動手段の動線円滑化や、ウォーカブルなまちなかへの玄関口としての観点で施設配置素案を3案程度検討し、それぞれの配置図を作成する。

またそれぞれの案の概算事業費を算出し、本業務以降の案の絞り込みに備え、特徴や課題を整理する。

### (7) 整備スキーム

ア 目指す姿の実現に向けた段階的な具体化の手法を検討し、スケジュールを整理する。

イ スキームの各段階で活用可能な補助、交付金事業の内容、要件を整理する。

### (8) イメージパース図作成

目指す姿のイメージ共有を図るパース図を作成する。作成は、施設配置素案3案程度の中から1案に対して行うこととし、作成枚数は5枚とする。内容及び作成のタイミングは協議のうえ決定する。校正回数は5回とする。

### (9) 他市事例の整理

全国的なトレンドを踏まえ、他市の駅周辺整備の中で、松本駅と同規模、状況が類似する事例を5件程度調査し、検討、整備手法から特色のある取組みを整理する。

### (10) 会議開催補助・検討委員会の運営支援

発注者が設置する学識経験者、交通事業者、駅周辺地区代表者、関係行政機関などから構成する「(仮称)松本駅交通ターミナル機能強化検討会議」において、資料作成や議事録作成など会議の運営を補助する。

それぞれの回数は以下を想定する。

ア 庁内会議 12回

イ 検討委員会 8回

また、別途発注の「えきまえエリアビジョン策定業務」と合同で市民・関連団体等の意見集約を実施する。

### (11) 交通事業者との協議支援

施設配置素案の検討に際し、交通事業者（東日本旅客鉄道株式会社、アルピコ交通

株式会社を想定) 所有施設等や交通サービスの現状把握と改変を伴う場合の確認・調整に向け、協議資料作成や議事録作成など協議を補助する。

協議回数は以下を想定する。

- ア 業務着手後 2 回
- イ 施設配置素案検討段階 6 回
- ウ 成果品納品前段階 2 回

(12) 公表用構想資料の作成

上記の検討結果及び作成した資料から、業務報告書とは別途、公表用の構想資料を作成する。

内容は、市民、民間事業者、行政職員など関係する主体が容易に松本駅周辺の将来構想をイメージできるように工夫し、作成すること。

(13) 打合せ協議

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者との十分な協議打合せを行う。

それぞれの回数は以下を想定する。

- ア 着手時 1 回
- イ 中間打合せ及び中間報告 16 回 (WEB等による打合せも含む)
- ウ 成果品納品時 1 回
- エ その他、必要に応じて実施する。

11 土地への立ち入り

受注者は、本業務にあたり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、予めその土地の所有者に連絡して承諾を得ること。また、承認を得られない場合は、監督員に報告して支持を受けること。

12 損害負担

本業務を行うにつき発生した諸事故等による損害については、第三者に及ぼした損害も含めて受注者が負担すること。また、事故発生時においては、発生状況及びその後の処置に至る経過について、発注者へ書面にて報告すること。

13 秘密保持

受注者は、本業務において知り得た情報を第三者へ漏洩してはならない。また、本業務の成果及び業務遂行で得られた記録等について、第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。

14 完了検査

- (1) 受注者は、本業務の完了後に管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けること。
- (2) 成果品について、発注者から修正等の指示がある場合、受注者は速やかに修正を行い、発注者による再検査の合格をもって完了とする。

15 所有権

本業務の成果品の所有権はすべて発注者に帰属する。

16 瑕疵

本業務の完了検査受検後に成果品の瑕疵が判明した場合は、発注者の指示により受注者の責任でこれを修正すること。

17 疑義

受注者は、本仕様書に記載がない事項、業務内容の変更又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、双方で協議して決定すること。

18 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、受注者は、業務完了後速やかに発注者に提出すること。

また、このほかに必要となる書類がある場合は、双方で協議して決定すること。

【成果品】

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 業務報告書                | 一式 |
| (2) 公表用構想資料              | 一式 |
| (3) 関連資料                 | 一式 |
| (4) デジタルデータ（CD-R等に納めたもの） | 一式 |

19 支払方法

業務完了後、履行確認が可能な成果品等を全て受領し、検査合格後、適正な請求に基づき一括で支払うものとする。

20 担当

松本市役所 交通部 交通ネットワーク課 担当 柴田 治史  
電話 0263-34-3286 FAX34-3202